

一定面積以上の土地取引には
国土利用計画法に基づく

届出が必要です！

【届出の対象となる面積】

市街化区域
2,000㎡以上

市街化区域以外の
都市計画区域
5,000㎡以上

都市計画区域外
10,000㎡以上

届出期限は、契約締結日を含
めて**2週間以内**です。

届出は、**市町村長**を経由して
北海道知事に対して行います。
(札幌市内の土地は、札幌市長)

届出がなされた土地について
利用目的の審査が行われます。

届出をしなかった場合は、罰せ
られることがあります。

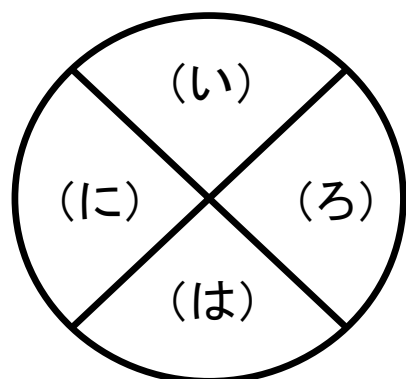
詳しくは土地の所在する市町村、
又は北海道の総合振興局、振興局にお問い合わせ下さい。
* 総合振興局(振興局)の電話番号は裏面でご確認願います。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/seido.htm>

主な取引形態別の届出要件の該当の有無	
届出が 必要 な場合	届出が 不要 な場合
<ul style="list-style-type: none"> ・売買 ・共有持分の譲渡 ・営業譲渡 ・代物弁済 ・交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・贈与 ・相続 ・遺贈
<p>土地の権利の取得者(売買であれば買主)が届出者となります。</p>	

※取引の当事者が国・地方公共団体等の場合は、届出は必要ありません。

【一団の土地】



売る人	土地	買う人
甲さん	(い)	Aさん
乙さん	(ろ)	
丙さん	(は)	
丁さん	(に)	
(い+ろ+は+に) ≥ 一定面積(注)		

一体としてまとまりのある土地(い+ろ+は+に)の面積が一定面積(注)以上の場合は届出が必要です。

(注) 市街化区域	2,000㎡
市街化区域外の都市計画区域	5,000㎡
都市計画区域外	10,000㎡

【総合振興局・振興局 電話番号】

(総合) 振興局	電話番号	(総合) 振興局	電話番号
空知総合振興局	0126-20-0034	上川総合振興局	0166-46-5917
石狩振興局	011-231-4111 内線34-415	留萌振興局	0164-42-8421
後志総合振興局	0136-23-1419	宗谷総合振興局	0162-33-2524
胆振総合振興局	0143-24-9568	林-檜総合振興局	0152-41-0623
日高振興局	0146-22-9077	十勝総合振興局	0155-26-9014
渡島総合振興局	0138-47-9429	釧路総合振興局	0154-43-9143
檜山振興局	0139-52-6470	根室振興局	0153-23-6817

※ 担当課：各(総合)振興局の地域創生部地域政策課